告示

○財務省告示第五十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成三十年三月一日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第五十七回	千九百七十五万円	千九百七十四万二千百四十二円
〃	第五十八回	五千七百五十三万円	五千七百五十万七千九十四円
〃	第五十九回	一億四千三百十五万円	一億四千三百九万二千九百八十円
〃	第六十回	六千万円	五千九百九十七万六千九十八円
〃	第六十一回	一億百七十七万円	一億百七十二万九千四百六十二円
〃	第六十二回	五千九百七十万円	五千九百六十七万六千二百二十四円
〃	第六十三回	一億七百万円	一億六百九十五万七千三百八十八円
〃	第六十四回	千六百二十五万円	千六百二十四万三千五百三十六円
〃	第六十五回	八千八百四十五万円	八千八百四十一万四千七百七十六円
〃	第六十六回	一億五千八百十二万円	一億五千八百五万七千十二円
〃	第六十七回	一億二千五百四十四万円	一億二千五百三十九万三十六円
〃	第六十八回	三千三百七十万円	三千三百六十八万六千五百八十四円
〃	第六十九回	一億九千六百四十一万円	一億九千六百三十三万千七百六十八円
〃	第七十回	二億八千四百七十五万円	二億八千四百六十三万六千五百七十八円
〃	第七十一回	五千七百八十一万円	五千七百七十八万六千九百九十円
〃	第七十二回	一億七千二十万円	一億七千十三万二千二百六円
〃	第七十三回	二億千七百十二万円	二億千七百三万三千五百三十四円
〃	第七十四回	一億七千七百十一万円	一億七千七百三万九千四百六十二円
〃	第七十五回	一億三千七百三十三万円	一億三千七百二十七万五千三百十六円
〃	第七十六回	二億五千四百七十九万円	二億五千四百六十八万九千百四円
〃	第七十七回	二億三千七百二十七万円	二億三千七百十七万五千五百十四円
〃	第七十八回	七億千五百二十二万円	七億千四百九十三万五千百九円
〃	第七十九回	十七億四千七百五十五万円	十七億四千六百八十五万五千八百五十八円
〃	第八十回	二千二百二十万円	二千二百十九万九百五十九円
〃	第八十一回	八百万円	七百九十九万六千九百六円
〃	第八十二回	一億千八百万円	一億千七百九十六万百五十六円
〃	第八十三回	千二百万円	千百九十九万六千四百三十九円
〃	第八十五回	二百万円	百九十九万九千五百四十六円
〃	第八十七回	七百万円	六百九十九万八千六百二十七円
〃	第八十八回	千五百万円	千四百九十九万七千六百七十九円
〃	第九十一回	八千六十一万円	八千六十万九千五百五十九円
〃	第三十回	千二百十万円	千二百九万四千二百十八円
〃	第三十一回	二億二千百二十四万円	二億二千七十一万千百六十六円
〃	第三十二回	二億九千二百四十万円	二億九千百八十四万八百五十円
〃	第三十三回	一億三千五十万円	一億三千三十四万四千五十四円
〃	第三十四回	一億七千七百七十万円	一億五千七百四十八万六千四百十四円